明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○電気通信主任技術者規則等の一部を改正する省令（**総務**八九）　一

〔告　示〕

○登録講習機関が行う講習の講義内容、教材に含める事項及び講義時間を定める件（**総務**四〇九）　四

○政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件、同法第六条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件、同条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件及び同条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件の一部を訂正する件（**同**四一〇）　六

○政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件及び同条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件の一部を訂正する件（**同**四一一）　八

○政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件の一部を訂正する件（**同**四一二）　八

○政党助成法第二十一条第一項の規定による政党の解散等の届出があったので公表する件（**同**四一三）　八

○未交付金の交付を受けるべき政党の名称及び当該未交付金の額を公表する件（**同**四一四）　八

○政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（**同**四一五）　八

○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（**厚生労働**四四九）　九

○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（**同**四五〇）　九

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　一三

特殊法人等
平成二十五事業年度財務諸表（独立行政法人医薬基盤研究所・独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構）、日本弁護士連合会裁決取消訴訟の判決確定関係　一六

地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、公示送達関係　二三

会社その他
会社決算公告　二四

省令

○総務省令第八十九号

電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十三号）の一部の施行に伴い、及び電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信主任技術者規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十一月二十七日

総務大臣　山本　早苗

電気通信主任技術者規則等の一部を改正する省令

（電気通信主任技術者規則の一部改正）

第一条　電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章　雑則（第五十八条・第五十九条）」を「第七章　登録講習機関（第五十八条―第六十八条）」に改める。

第五十九条を第七十条とする。

第五十八条第一項中「及び第六章」を「、第六章及び第七章」に改め、同条を第六十九条とする。

第七章を第八章とし、第六章の次に次の一章を加える。

第七章　登録講習機関

（登録の申請）

第五十八条　法第八十五条の二第二項の申請書は、別表第十五号様式によるものとする。

2　法第八十五条の二第三項の講習事務の実施に関する計画を記載した書類には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　組織及び運営に関する事項（申請者が法人の場合に限る。）

二　講習の実施方法

三　講習事務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

3　法第八十五条の二第三項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。

一　定款の謄本及び登記事項証明書（申請者が個人である場合にあつては、過去二年間の経歴を記載した別表第十六号様式の書類）

二　登録の申請に関する意思の決定を証する書類

三　法第八十五条の三第二項各号に該当しないことを示す別表第十七号様式の書類

四　講師が法別表第一の各項の講習の欄に掲げる講習の区分に応じ、当該各項の科目の欄に掲げる科目について、それぞれ当該各項の講師の欄に掲げる者のいずれかに該当する者であることを示す書類

五　その他参考となる事項を記載した書類

（登録講習機関の登録の更新）

第五十九条　登録講習機関の登録の更新の申請は、登録の有効期間満了前三月以上六月を超えない期間において行わなければならない。

2　前条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（登録講習機関の氏名又は名称等の変更の届出）

第六十条　登録講習機関は、法第八十五条の六第二項の届出をしようとするときは、別表第十八号様式の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

2　総務大臣は、前項の届出があつた場合には、法第八十五条の二第一項の登録を変更するものとする。